

(趣 旨)

第1条 県内の地域日本語教室（以下「団体」）の振興を図り、現状を把握することにより本県の多文化共生社会の促進に資することを目的として、「佐賀県国際交流協会 日本語教室団体登録制度要綱」を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 登録の対象となる団体は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に所在地を有し、次に挙げる要件のすべてに該当するもの
 - ア 活動目的・代表者など団体運営に必要な事項について定めがある
 - イ 政治活動又は宗教活動に関せず、非営利団体である
 - ウ 日本語教室を原則月2回以上開催している
 - エ 電子メールで情報伝達ができる
 - オ 学習者やボランティア等からの問い合わせのための連絡先を公開している

(2) (1) に準ずるもののうち理事長が特に認めるもの

2 前項の規定に関わらず、特定の者のみに日本語指導を行う団体は登録対象としない。

(登録および登録期間)

第3条 団体登録をしようとする団体は、別紙「団体概要」を協会に提出するものとする。

2 登録の期間は各年度とし、年度当初に別紙「団体概要」により更新の確認ができた場合には引き続き登録を継続するものとする。なお、団体より申出があった場合や登録団体として不適格な事実があった場合には登録を取り消すことができる。

(支援の内容)

第4条 協会は次の各号について支援するものとする。

(1) 広報

協会は広報媒体により日本語教室の広報を行うものとする。

(2) 情報共有

協会は日本語教室に関わる県内外の情報を団体へ共有するものとする。

(3) ボランティア団体保険

協会は団体メンバーのボランティア団体保険加入手続き及び保険料の負担を行うものとする。

(活動経費)

第5条 団体の活動は、自由意思に基づくボランティア活動とし、活動に要する経費については団体または支援機関が負担するものとする。

なお、団体および支援機関による活動経費の確保が困難で、当協会からの補助金を受けようとする場合は、別途「日本語教室活動経費補助金要綱」に従う。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(付則)

この要綱は平成30年度事業から適用する。

この要綱は2024年度事業から適用する。